

# つるアグリビジネス推進特区認定

構造改革特別区域計画の  
「つるアグリビジネス推進特区」  
が、6月21日に認定されました。

地域再生計画・構造改革特別区域計画  
認定書授与式



○構造改革特区とは？

構造改革特別区域法（平成14年12月18日法律第189号）に基づいて、指定された区域において、各種法令による規制を緩和して、民間活力を最大限に引き出し、経済の活性化を図ることを目的とした制度です。

○つるアグリビジネス推進特区とは？

本市の農業の現況は、小規模な第2種兼業農家が圧倒的に多く、担い手の不足や農地の遊休地化が進行しています。一方、有機農作物の生産・販売を目的とした民間企業の動きもあり、構造改革特別区域法による農地法の特例、並びに、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の特例を活用して、意欲ある企業などが

## つるアグリビジネス推進特区

募

集

● ● ● 特区農地提供者！

● ● ● 農業参入企業等！

● ● ● 市民農園開設者！

市では、特区の認定に伴い、企業などの法人に農地を貸し出すための農地の提供者及び農業に参入する企業などの法人、市民農園開設者を募集します。

### 農地提供者

耕作していない農地及び高齢で後継者がなく耕作するのが困難な農地の所有者で、農地を貸していただける方は、市産業観光課までお申し込みください。申し込まれた農地は登録し、農地を借り受ける企業などの法人が参入を希望する場合、所有者と協議し契約を締結したうえで貸していただくこととなります。

### 農業参入企業

特区により、農業参入を希望する企業などの法人は、市産業観光課までお申し込みください。

### 農業参入までのスケジュール

- ①特区参入の申し出  
(法人から市)
- ②地権者との調整  
(50アール以上の農地の確保市が行う)
- ③用地の決定
- ④賃貸借契約の締結  
(土地所有者と市)
- ⑤賃貸借契約の締結  
(市と法人)



### ⑥協定書の締結 (市と法人)

- ⑦農業委員会への許可申請  
(法人から農業委員会へ農地法第3条)
- ⑧事業着手

### 市民農園開設希望者

特区により、市民農園開設希望者（農家など）は、市産業観光課までお申し込みください。

開設の仕方については、お申し込みの際ご説明します。

申込・問合せ先

産業観光課 農林振興担当



農業に参入できる機会を拡大し、農地の有効利用と民間の経営ノウハウを活かしたアグリビジネスの振興を図ることを目的としています。

○どんなことができるようになったのか？

①借地による企業やNPO法人などの農業経営参入

これまで農業経営を行うために農地を借りることができたのは農業生産法人に限られていましたが、これからは一般企業やNPOなど様々な形態の法人が、都留市と協定を締結することにより、市から農地を借りて農業経営を行うことができるようになりました。

②市民農園の開設主体の範囲が拡大

これまで市民農園の開設は、地方公共団体や農協に限られていましたが、都留市と協定を締結することにより、地方公共団体や農協以外にも市民農園の開設ができるようになりました。

○特区で農業参入するメリットは？

・納得の食材を食卓へ  
自社農場を開設することにより、特色ある農産物を消費者に安定して供給することが可能となり、納得して農産物や加工品を購入いただけるようになります。

・経営の多角化が促進

農業経営に参入することにより、自社が持つ機材や従業員などの経営資源の有効活用と、経営の多角化を進めることができるようになります。

・消費者へのPR効果  
市民農園を開設することにより、都市住民や消費者との交流の場が創出され、消費者のニーズを捉える機会にもなります。また、消費者団体やNPO法人などが、農業や環境に対する関心を深める学習の場として、市民農園を活用いただくこともできます。

○特区制度を活用するには？  
（企業やNPO法人などが農業経営参入する場合）

（1）株式会社やNPO法人などが特区に参入するには、次の2つの要件を満たすことが必要です。

①農業担当役員が1名以上いること（当該担当役員が年間150日以上農業に従事）

②市と協定を締結すること  
（2）農地を借りる際には、農業委員会または県による農地法上の許可を受ける必要があります。

（市民農園を開設する場合）

（1）企業やNPO法人などが市民農園を開設するには、市と協定を締結することが必要です。

（2）市民農園を管理運営する際の要件を満たしたうえで、農業委員会による市民農園開設の承認が必要となります。

### 健全育成シリーズ(157) 「人柄」



平成十六年の春、大学を卒業した男性から実に興味深いことを聞きました。彼の話によると、挨拶がきちつと出来、身嗜みもしつかりしていて「あいつは、常識的な奴だ」と評価される人物から先に就職内定をもらっていると言っています。

これは一般企業のみならず各官庁省庁訪問の場合も「公務員試験に合格したら、是非うちに来てください」とメールが来るのだそうです。

学力が一定レベル以上であれば、後は「人柄」に目が向けられるのは至極当然なことかも知れませんが、しかし、考えようによっては抽象的で最も難しい事柄かもしれませぬ。今回は、まず、その基本中の基本とでも言いましたら、食事のマナーについて具体的に考えてみましょう。食事の前に「いただきます」と声に出すか、声に出せない人は合掌するか軽く会釈するなどして箸を持つようにしましょう。そうすることは、食事を表作人への感謝の気持ちを表現することにもなります。

食事中は、喋り過ぎて口から物をこぼしたりクチャクチャと音をたてたり、ガツガツと威勢よく食べた時、肘をついたり、皿の物を汚くつつき散らかしたりなどしないことが必要でしょう。良く噛んで食べる習慣も大切です。食事後のゲップなどは以っての外です。



程で、集団生活を送らねばならないことを考えると困った事態が生じることは明白です。フランスに駐在する商社マールの話として日本の旅行者グループを現地のレストランに案内する時が最も辛いところある。『テーブルを紹介されていきました。』「テーブルをいくつか占領して椅子の上に胡座をかき、メニューの金額の高い物からどんどん注文しては『おい、これは、うまいぞ！』どれ、こっちによこしてみろ」とテーブルの上を皿が飛び交い食べ合わせの“妙”など、あったものではない。

食事を楽しみにきた地元の人達も初めは物珍しそうに見ているがその内に呆れ返って帰ってしまう。全く地獄の時間だ！と言っています。

洋食にはテーブルマナーがある様に我国にも古くから仏教の教えに「食作法」があります。細かい事はともかく、人に迷惑を掛けないようにはしたいものです。

今回は、食事について焦点を当ててみました。基本的な礼儀・作法を身に付けることは国際人としても必要不可欠な人柄づくりの一端と言えましょう。